

育児休業取得証明書

保護者記入欄	
フリガナ 児童名	(平・令 年 月 日)
	(平・令 年 月 日)
	(平・令 年 月 日)

(尼崎市長あて)

※事業所記入欄（事業所が必ず記入してください。太枠内、もれなく記入してください。）

本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は変更を行ったときは、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪が成立し、刑法上の罪に問われることや、認定及び利用を取り消す場合があります。

次のとおり、育児休業法に基づく育児休業を取得することを証明します。

育児休業を取得する保護者	氏 名：
	住 所：
育児休業を取得する対象の児童 (生まれたお子様)	氏 名：
	生年月日： 令和 年 月 日生まれ
育児休業の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
復職予定日	令和 年 月 日
(証明年月日)	事業所所在地 _____
令和 年 月 日	事業所名 _____
(記入担当部署・担当者名)	代表者名 _____
電話	

※ 出産後、育児休業の期間が確定してから証明してください。

※ 上記の証明内容については、事業所に確認する場合がありますのでご了承ください。

※ 記載内容を訂正される場合は、事業所の記入担当者の訂正印をお願いします。

※ 記載方法について不明点がある場合は、尼崎市こども入所支援担当（06-6489-6369）までお問い合わせください。

施設・尼崎市記入欄			
こどもコード			
施設名			
児童名 (生年月日)	(平・令 年 月 日)	(平・令 年 月 日)	(平・令 年 月 日)

R4.9改定

この証明書は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)に該当する労働者が取得する育児休業が対象となります。

(育児休業の対象となる労働者／同法第2条第1項、第5条第1項、第4項、第5項 抜粋)

- 1 育児休業をすることができる労働者は、原則として1歳に満たない子を養育する男女労働者であること
- 2 雇用の継続のために特に必要と認められる場合は、2歳に達するまでの子について、事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる
- 3 期間を定めて雇用される者は、子が1歳6か月に達する日までに、労働契約(更新される場合には、更新後の契約)の期間が満了することが明らかでない場合は、育児休業をすることができる。

※2歳に達するまでの子について育児休業をする場合は、「1歳6か月」を「2歳」と読み替える。

(育児休業の対象とならない労働者／同法第6条第1項 抜粋)

- 1 日々雇用される労働者、労使協定で定められた一定の労働者

※尼崎市の保育施設等利用における育児休業中の継続入所は、育児休業の対象となるお子さんの満1歳を迎える日(誕生日の前日)が属する月の末日までです。